

職員の処遇改善に伴う手当に関する細則

第1章 総 則

(目的及び適用範囲)

第1条 この「職員の処遇改善に伴う手当に関する細則（以下「細則」という。）」は、国策等にて定める職員の処遇改善に伴う手当に関する取扱いについて定めるものとする。

- 2 この細則における職員とは、社会福祉法人すくすくどろんこの会の設置運営する施設に勤務する職員のうち、各手当の関連する法令にて支給対象となる職員（以下「職員」という。）をいう。

(手当の種類)

第2条 この細則において「手当」とは、処遇改善手当、資質向上手当、処遇特例手当、千葉県手当をいう。

第2章 処遇改善手当

(処遇改善手当)

第3条 職員の処遇改善を図ることを趣旨として、公定価格に含まれる処遇改善等加算Ⅰの関連する法令等に基づき、職員の従事する職務の経験年数により別表①の処遇改善手当表の額を支給する。

- 2 初任の職員で、職歴のある者については経験年数を勘案した額を支給する。
- 3 前項の経験年数は、別表②の経験年数換算表に基づき行う。ただし、園の採用計画により必要な場合は加算することができる。
- 4 新規学卒者については、別表③の就学加算表に基づき加算を行う。
- 5 施設長・副施設長及び部長については、支給しない。
- 6 処遇改善手当表の適用区分については、給与規程の本俸表の職務対応表による。
- 7 パートタイム労働職員については、別表④のパートタイム労働職員改善手当表の額を支給する。

(処遇改善手当の変更・廃止)

第4条 第3条の処遇改善手当は、公定価格に含まれる処遇改善等加算Ⅰに対応する手当のため、公定価格の改正、または処遇改善関連する法令等の改正等により、施設長会議にて決議し理事長の承認を得て、別表①の処遇改善手当表・別表③の就学加算表及び別表④のパートタイム労働職員改善手当表の書き換えまたは廃止することができる。

第3章 資質向上手当

(資質向上手当)

第5条 職員の資質向上を目的とし、公定価格に含まれる処遇改善等加算Ⅱに関連する法令等に基づき、細則第6条、第7条の手当を支給する。

(職務手当)

第6条 職員のうち、別表⑤の職務手当表の職務に任命された者に、同表の職務手当を支給する。

- 2 パートタイム労働職員うち、別表⑤の職務手当表の職務に任命された者に、同表の職務手当を支給する。
- 3 職員の職務及び担当分野は、所定のキャリアアップ研修を修了し、各施設の定員規模・職員体制及び関係法令に基づき、施設長が決定する。

(研修手当)

- 第7条 施設長、副施設長及び細則第6条の支給者を除く職員に別表⑥の研修手当を支給する。
- 2 対象となる研修を自己都合で修了しなかったときは、支給開始に遡って返還させることがある。

(資質向上手当の変更・廃止)

- 第8条 第5条の資質向上手当は、委託費等に含まれる処遇改善等加算Ⅱに対応する手当のため、公定価格の改正、または処遇改善関連の法令等の改正等により、施設長会議にて決議し理事長の承認を得て、別表⑤の書き換えまたは廃止することができる。

第3章の1 処遇特例手当

(処遇特例手当)

- 第8条の1 職員の処遇改善を目的とし、公定価格に含まれる処遇改善等加算Ⅲに関連する法令等に基づき、別表⑨の処遇特例手当表の額を支給する。
- 2 パートタイム労働職員については、別表⑨の処遇特例手当表の額を支給する。
 - 3 本条の1項及び2項にて支給する額は、交付金の額に応じ別表⑨の処遇特例手当表の額の範囲内で、施設長の判断により支給する。

(処遇特例手当の変更・廃止)

- 第8条の2 第8条の1の処遇特例手当は、委託費等に含まれる処遇改善等加算Ⅲに対応する手当のため、公定価格の改正、または処遇改善関連の法令等の改正等により、施設長会議にて決議し理事長の承認を得て、別表⑨の処遇特例手当表の書き換えまたは廃止することができる。

第4章 特別加算手当

(千葉県手当)

- 第9条 千葉県内に勤務する保育士資格を有する者の処遇改善を図ることを趣旨として、千葉県および勤務地の各市町村の関連法令に基づき、別表⑦の千葉県手当表の額を支給する。
- 2 この手当の支給対象となる保育士資格を有する者は、次のとおりとする。
 - (1) 1日6時間以上かつ月20日以上(有給休暇その他保育事業者が承認した日数等を含む。)勤務した者とする。
 - (2) 1日6時間以上又は月20日以上(有給休暇その他保育事業者が承認した日数等を含む。)であって、月120時間以上勤務した者とする。

(千葉県手当の変更・廃止)

- 第10条 千葉県手当は、千葉県または各市町村の関連法令の改正により、施設長会議にて決議し理事長の承認を得て、別表⑦の千葉県手当表の書き換えまたは廃止することができる。

(横浜市手当)

- 第10条の1 横浜市内に勤務する保育士または、幼稚園教諭資格を有する者の処遇改善を図ることを趣旨として、横浜市の関連法令に基づき、別表⑧の横浜市手当表の額を支給する。
- 2 この手当の支給対象となる保育士または、幼稚園教諭資格を有する者は、次のとおりとする。
 - (1) 横浜市内の認可保育園に通算して7年以上の勤務経験のある者とする。
 - (2) 1日6時間以上かつ月20日以上(有給休暇その他保育事業者が承認した日数等

を含む。)勤務した者とする。

(横浜市手当の変更・廃止)

第10条の2 横浜市手当は、横浜市の関連法令の改正により、施設長会議にて決議し理事長の承認を得て、横浜市手当の書き換えまたは廃止することができる。

第5章 雑 則

(清算)

第11条 細則で定める手当が、職員の途中退職・休業・休職・その他やむを得ない事情等で配分しきれないときは、給与規程第26条の季節手当に含めて支給することができる。

2 前項は、前年度の配分不足額についても給与規程第26条のすくすく手当に含めることができる。

(実施規定)

第12条 この細則に規定するもののほか、実施にあたっての細部についての必要な事項は、各施設の施設長が定める。

(改正)

第13条 この細則の改正は、施設長会議の議決と理事長の承認により行う。

附則

この規程は、平成29年12月15日に制定し、平成29年4月1日から施行する。ただし、千葉県手当は平成29年10月1日より適用する。

この規程は、平成30年4月1日より改正施行する。

この規程は、平成30年12月1日より改正施行する。

この規程は、平成31年4月1日より改正施行する。

この規程は、令和4年4月1日より改正施行する。ただし、処遇特例手当は令和4年2月1日に遡及して適用するものとし、その際の基本給は給与規定（令和4年4月改正施行）第14条の2の地域手当の額を減じた額とする

この規程は、令和5年4月1日より改正施行する。ただし、処遇特例手当は令和4年4月1日に遡及して適用するものとする。

この規程は、令和6年1月1日より改正施行する。

別表① 処遇改善額表（月額）

経験年数	A	B	C	D	E	F	G
	保育補助員 子育て支援員 学童指導員	保育士 保育教諭	調理員	事務員	栄養士	看護師 養護教諭	部長
1	5,000	15,000	1,500	1,250	10,000	10,000	10,000
2	6,000	16,500	2,500	2,250	12,000	12,000	12,000
3	7,000	18,000	3,500	3,250	14,000	14,000	14,000
4	8,000	19,500	4,500	4,250	16,000	16,000	16,000
5	9,000	21,000	5,500	5,250	18,000	18,000	18,000
6	10,000	22,500	6,500	6,250	20,000	20,000	20,000
7	11,000	24,000	7,500	7,250	22,000	22,000	22,000
8	12,000	25,500	8,500	8,250	24,000	24,000	24,000
9	13,000	27,000	9,500	9,250	26,000	26,000	26,000
10	14,000	28,500	10,500	10,250	28,000	28,000	28,000
11	15,000	30,000	11,500	11,250	30,000	30,000	30,000
12	16,000	31,500	12,500	12,250	32,000	32,000	32,000
13	17,000	33,000	13,500	13,250	34,000	34,000	34,000
14	18,000	34,500	14,500	14,250	36,000	36,000	36,000
15	19,000	36,000	15,500	15,250	38,000	38,000	38,000
16	20,000	37,500	16,500	16,250	40,000	40,000	40,000
17	21,000	39,000	17,500	17,250	42,000	42,000	42,000
18	22,000	40,500	18,500	18,250	44,000	44,000	44,000
19	23,000	42,000	19,500	19,250	46,000	46,000	46,000
20	24,000	43,500	20,500	20,250	48,000	48,000	48,000
21	25,000	45,000	21,500	21,250	50,000	50,000	50,000
22	26,000	46,500	22,500	22,250	52,000	52,000	52,000
23	27,000	48,000	23,500	23,250	54,000	54,000	54,000
24	28,000	49,500	24,500	24,250	56,000	56,000	56,000
25	29,000	51,000	25,500	25,250	58,000	58,000	58,000
26	30,000	52,500	26,500	26,250	60,000	60,000	60,000
27	31,000	54,000	27,500	27,250	62,000	62,000	62,000
28	32,000	55,500	28,500	28,250	64,000	64,000	64,000
29	33,000	57,000	29,500	29,250	66,000	66,000	66,000
30	34,000	58,500	30,500	30,250	68,000	68,000	68,000
31	35,000	60,000	31,500	31,250	70,000	70,000	70,000
32	36,000	61,500	32,500	32,250	72,000	72,000	72,000
33	37,000	63,000	33,500	33,250	74,000	74,000	74,000
34	38,000	64,500	34,500	34,250	76,000	76,000	76,000
35	39,000	66,000	35,500	35,250	78,000	78,000	78,000
36	40,000	67,500	36,500	36,250	80,000	80,000	80,000
37	41,000	69,000	37,500	37,250	82,000	82,000	82,000
38	42,000	70,500	38,500	38,250	84,000	84,000	84,000
39	43,000	72,000	39,500	39,250	86,000	86,000	86,000
40	44,000	73,500	40,500	40,250	88,000	88,000	88,000
41	45,000	75,000	41,500	41,250	90,000	90,000	
42	46,000	76,500	42,500	42,250	92,000	92,000	
43	47,000	78,000	43,500	43,250	94,000	94,000	
44	48,000	79,500	44,500	44,250	96,000	96,000	
45	49,000	81,000	45,500	45,250	98,000	98,000	
46	50,000	82,500	46,500	46,250	100,000	100,000	
47	51,000	84,000	47,500	47,250	102,000	102,000	
48	52,000	85,500	48,500	48,250	104,000	104,000	
49	53,000	87,000	49,500	49,250	106,000	106,000	
50	54,000	88,500	50,500	50,250	108,000	108,000	

別表② 経験年数換算表

経験年数換算表										(福)すくすくどろんこの会			
氏名										施設名:			
<input type="checkbox"/> 用務、作業、保育補助員 <input type="checkbox"/> 事務員、調理員 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> 主任保育士 <input type="checkbox"/> 副主任保育士										面接日 平成 年 月 日			
I 経験年数換算										I			
期 間	A月数	B月数	C月数	A換算	B換算	C換算	換算月数 (非常勤係数)	備 考		I			
				0	0	0	0			A月数 換算率上限100% 児童福祉施設等で同種の業務に従事していた期間			
				0	0	0	0			B月数 換算率上限50% その他の事業所や派遣で同種の業務に従事していた期間			
				0	0	0	0			C月数 換算率上限30% その他の業務に従事していた期間			
				0	0	0	0			II			
				0	0	0	0			① 前給与額			
				0	0	0	0			② 他の保有資格等			
				0	0	0	0			③ 面接聴取事項			
				0	0	0	0			④ その他			
							換算年数	I	+	II	=	昇号	決定
II 採用計画加算							合計月数	0.0	0.0				
項目	①	②	③	④	合計								
昇号規定範囲	1~10	1~5	1~3	1~3	~21								
一次判定						面接者	面接者	面接者	備考	処理日			園長
一次判定						理事	理事	園長	備考	平成 年 月 日 処理日			理事長
一次判定										平成 年 月 日			

別表③ 就学加算表

学 歴	処遇改善係数 加算
専門学校・短期大学	0
4年生大学	2

別表④ パートタイム労働職員改善手当表 (時間額時給)

職 種	支給額
保育士	100 円
保育士以外	50~100 円

別表⑤ 職務手当表

職 務 () 内は担当分野	月 額		
	支給額	内、公定価格分	内、法人負担分
主任保育士	50,000 円	39,999 円	10,001 円
副主任保育士	40,000 円	40,000 円	
専門リーダー (乳児保育リーダー、幼児教育リーダー、 障害児保育リーダー、食育対応リーダー、 アレルギー対応リーダー、保健衛生リー ダー、安全対策リーダー、保護者支援リー ダー、子育て支援リーダー)	1 分野担当 20,000 円 2 分野担当 30,000 円	20,000 円 30,000 円	
分野別リーダー (乳児保育サブリーダー、幼児教育サブ リーダー、障害児保育サブリーダー、食育 対応サブリーダー、アレルギー対応サブ リーダー、保健衛生サブリーダー、安全対 策サブリーダー、保護者支援サブリーダ ー、子育て支援サブリーダー)	5,000 円	5,000 円	

別表⑥ 研修手当表

職 種	月 額		
	支給額	内、公定価格分	内、法人負担分
保育職	5,000 円	5,000 円	
調理職	3,000 円		3,000 円
事務職	3,000 円		3,000 円
専門職	3,000 円		3,000 円

別表⑦ 千葉県手当表

勤務地	月 額
野田市・茂原市	20,000 円
印西市	40,000 円

別表⑧ 横浜市手当表

勤務地	月 額
横浜市	40,000 円

別表⑨ 処遇特例手当表

職 種	支給額
期間の定めのない常勤の職員	基本給 (月額) の 3~5%相当額 100 円未満切り捨て
準職員	<u>基本給 (月額) の 3~5%相当額 100 円未満切り捨て</u>
パートタイム労働職員	基本給 (時給) の 3~5%相当額 10 円未満切り捨て